水道法改正と PPP/PFI推進施策の問題点

新宿区議会議員・弁護士
三雲　崇正

１.水道法改正の背景ー水道事業の現状と改革の必要性

（１）水道事業の現状（厚労省の説明）

- 人口減少に伴う水需要の減少
  （約40年後に人口が3割減少、水道料金収入の基礎となる水需要も4割減少）
- 水道施設の老朽化等
  （すべての管路更新には130年以上かかる想定。耐震適合化率は37.2%にとどまり、大規模災害時に断水リスク）
- 職員数の減少
  （職員数は30年前から3割減。特に中小の水道事業体で深刻）
- 必要な水道料金原価の見積もり不足のおそれ
  （約3割の水道事業体で給水原価が供給単価を上回る。）

- 人口減少社会の水道事業(厚労省資料より)

人口減少社会の水道事業

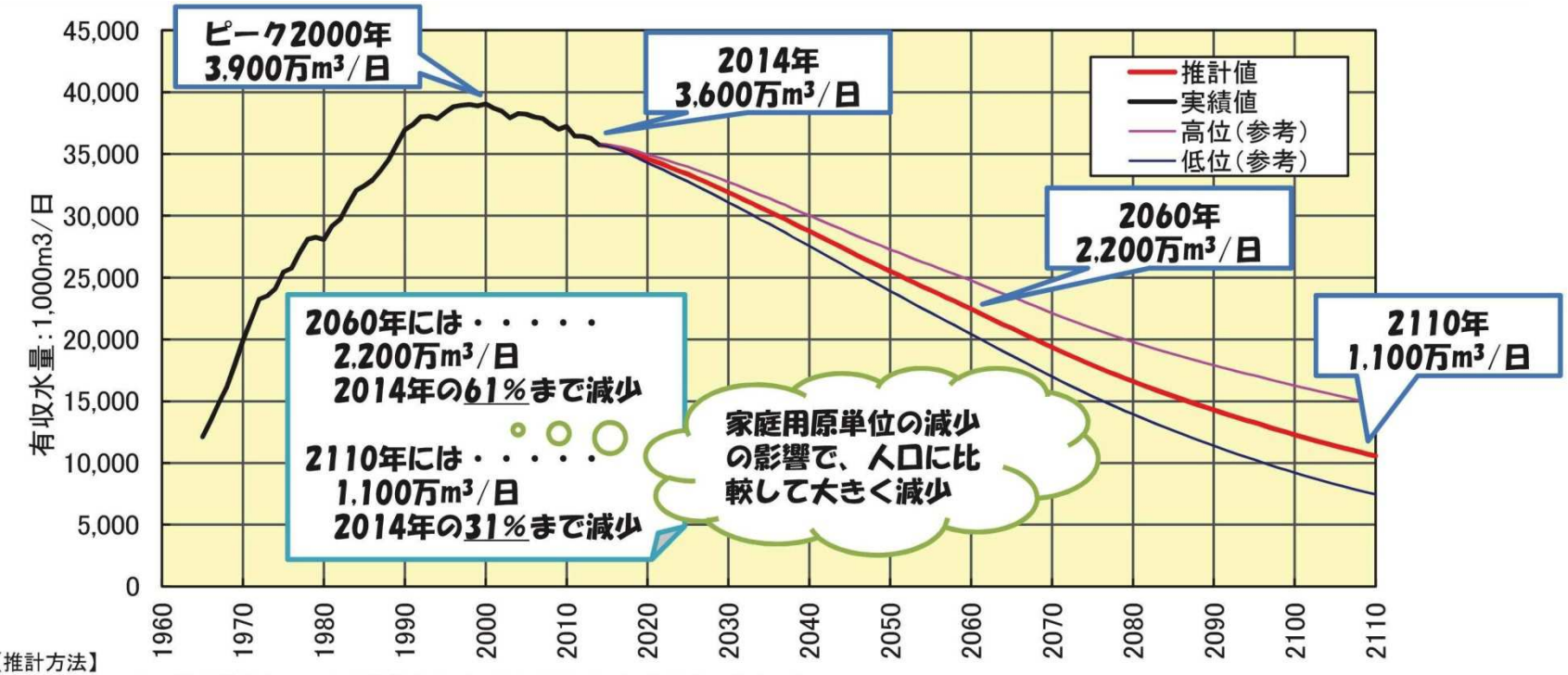

【推計方法】
①給水人口：日本の将来推計人口に上水道普及率（H26実績94.3%）を乗じて算出した。
②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。
家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口
家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率（0.312）で設定した。
③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位（高位）、死亡高位仮定出生低位（低位）に変更した場合の推計結果である。

- 水道施設の老朽化（厚労省資料より）

管路経年化率（%）

$$\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、経年化率が上昇。
→ **老朽化が進行**

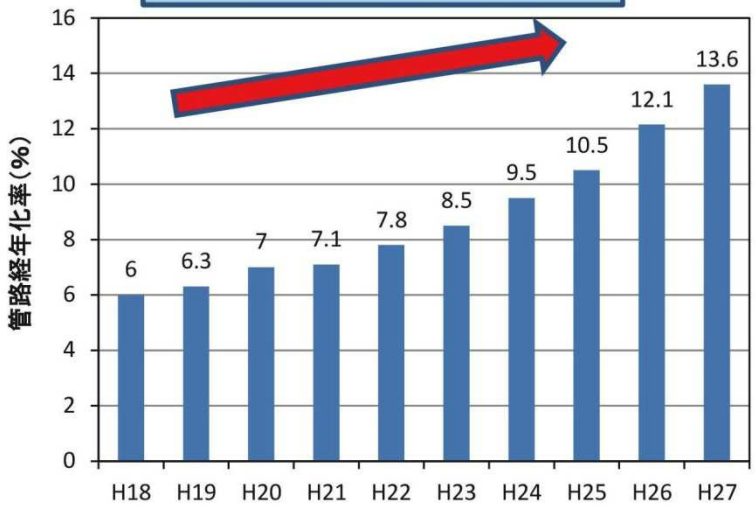

H27年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	15.2%	10.3%	13.6%
管路更新率	0.80%	0.60%	0.74%

管路更新率（%）

$$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、更新率が低下し、近年は横ばい。
→ **管路更新が進んでいない**

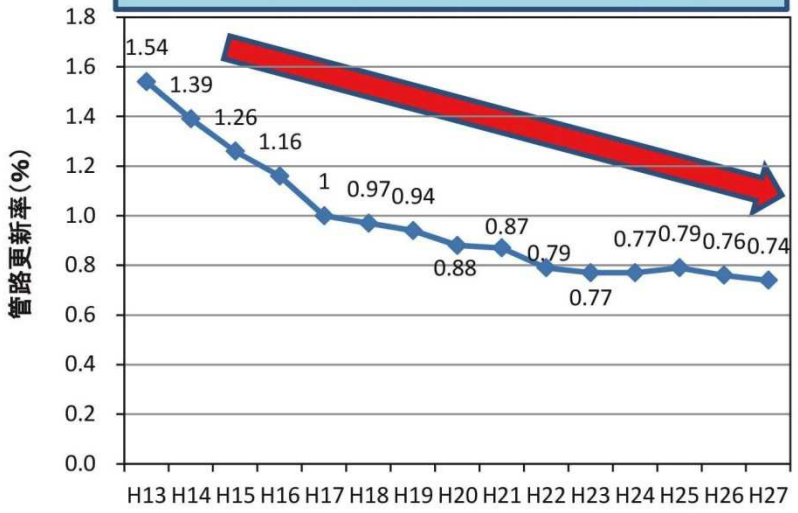

○H27年度の管路更新率0.74%から単純に計算すると、
全ての管路を更新するのに130年以上も要することとなる。

- 大規模災害時の断水リスク（厚労省資料より）

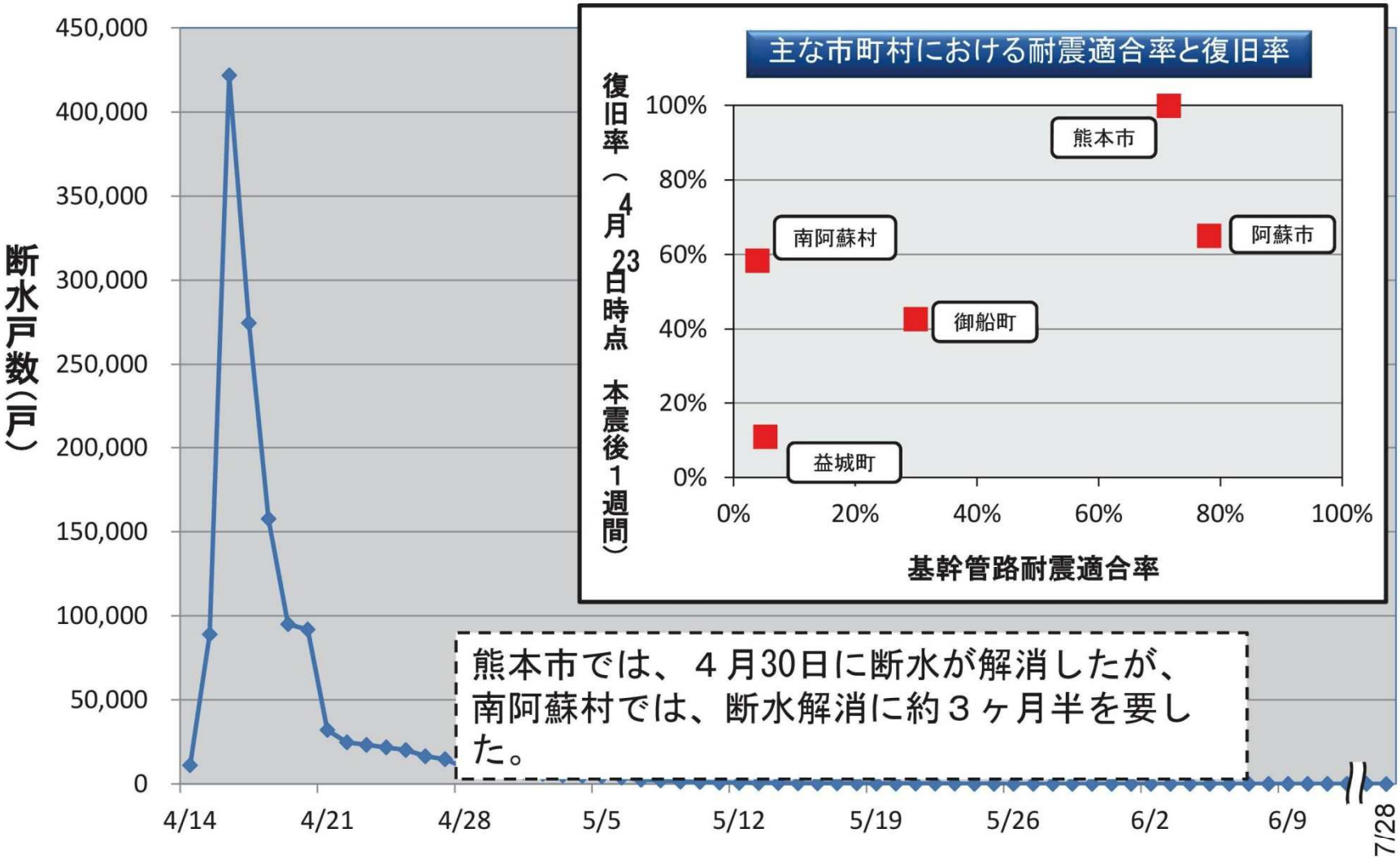

※4/27以降、地震により家屋等が大きく損壊した地域における断水戸数は、地域の復興見込みに合わせて水道も復旧・整備する予定として　市町村から報告のあったものであるため、復旧率を計算する際の断水戸数に含めないこととした。

- 職員数の減少（厚労省資料より）

水道事業における職員数の推移

職員数の減少
水道事業の職員数は約30年前に比べて約3割減少

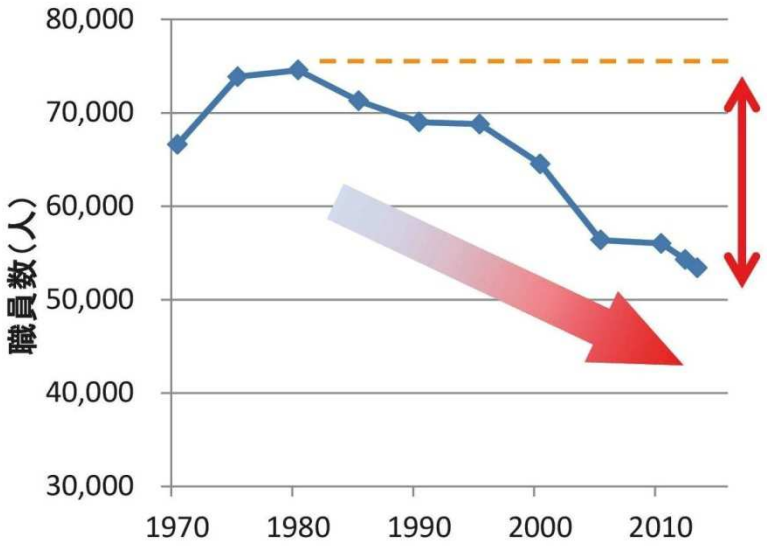

水道事業における職員数の規模別分布

小規模事業の職員が少ない
給水人口1万人未満の小規模事業は、平均1～3人の職員で水道事業を運営している

給水人口	事業ごとの平均職員数						（参考）事業数
	事務職	技術職	技能職その他	合計	最多	最少	
100万人以上	338	488	133	959	3,847	348	15
50万人～100万人未満	74	111	16	201	370	115	14
25万人～50万人未満	37	65	9	111	223	35	60
10万人～25万人未満	17	22	2	41	171	13	161
5万人～10万人未満	9	10	1	20	70	4	221
3万人～5万人未満	6	4	0	11	33	3	230
2万人～3万人未満	4	3	0	8	21	1	156
1万人～2万人未満	3	2	0	5	21	1	289
5千人～1万人未満	2	1	0	3	15	1	238
5千人未満	1	0	0	1	2	1	4

※職員数は、人口規模の範囲にある事業の平均
※最多、最少は人口規模の範囲にある事業の最多、最少の職員数
出典：水道統計（H26） ※計画給水人口ベース

- 必要な水道料金原価の見積もり不足のおそれ（厚労省資料より）

○水道事業を経営する地方公共団体（1273事業体）の内、**約33%（424事業体）で給水原価が供給単価を上回っている**（原価割れ）。

料金回収率　＝　供給単価／給水原価

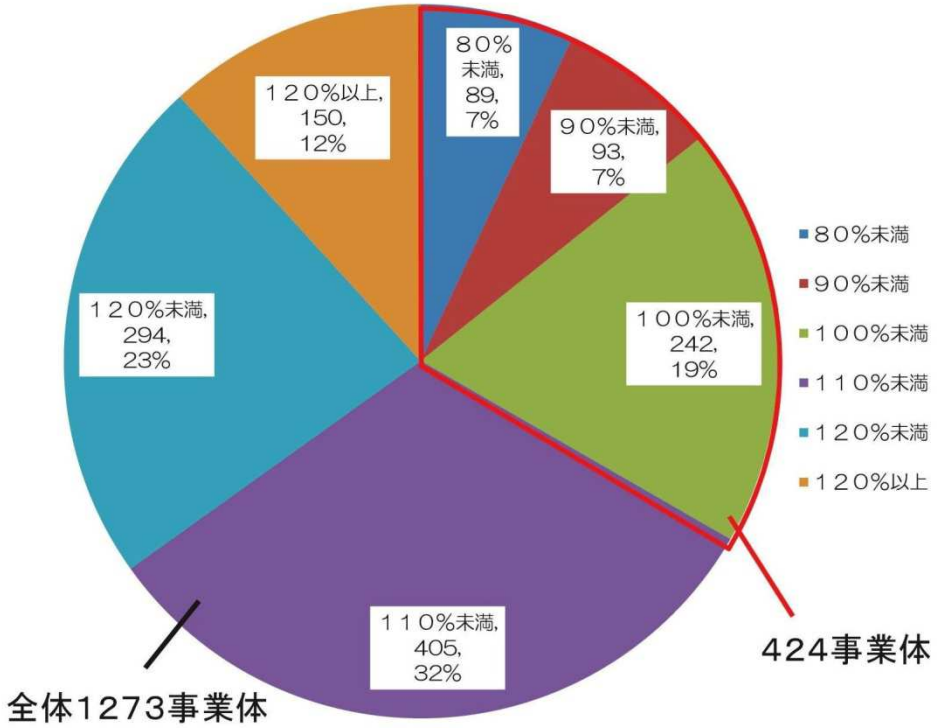

※「総務省 平成27年度 地方公営企業年鑑」より

（２）改革の方策（水道法の改正）

- 平成30年の通常国会に法案提出（水道法の一部を改正する法律案）
  →通常国会で成立せず、臨時国会へ持ち越し。
- 主な内容は、

①国、都道府県及び市町村による**水道の基盤強化（広域連携）**への努力義務

②水道事業者による**水道施設の適切な管理**（維持修繕、施設台帳の作成保管、計画的な更新、収支見通しの作成公表等）

③官民連携の推進（**公共施設等運営権（コンセッション）の導入**）

水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1．関係者の責務の明確化

①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2．広域連携の推進

①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3．適切な資産管理の推進

①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4．官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5．指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3．②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。）

（２－１）基盤強化（広域連携）

- 日本の水道は、水道法により、市町村による経営が原則
  しかし、
- 小規模な市町村ほど人口減、施設老朽化、職員数減の問題が深刻
  そこで、
- 複数の市町村が一緒になって水道事業に取り組み（広域連携）、水道事業の基盤強化や適切な管理を図る。
  ところが、

広域化検討の阻害要因

・広域化に取り組んでいない事業体では、料金格差など事業体間の格差が、検討を進めるにあたっての阻害要因と感じている。

・一方、特に理由はない及びメリットが不明とする意見があり、広域化を検討しようとする動機を見出せない事業体も見られる。

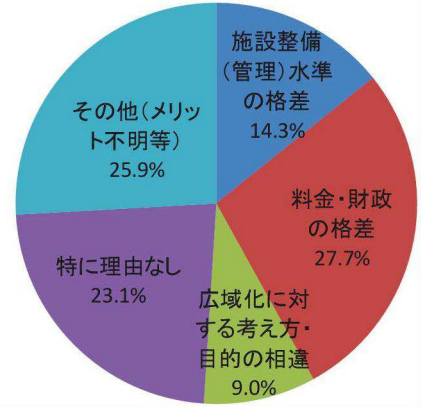

（厚労省資料より）

事業体（市町村）自身が広域化検討の契機を捉えられない状況にあることから、広域化の足掛りを与える推進役として都道府県の積極的な関与が望まれる。

（２－２）水道事業における官民連携の推進

- 上下水道や公共施設の運営権を売却する民営化手法

水道事業における官民連携手法と取組状況

（厚労省資料より）

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況※1及び「実施例」	官民連携推進への厚生労働省の取組
個別委託 （従来型業務委託）	○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務など	854箇所（489事業体）	（これまでの取組内容） ○制度的対応 【・PFI法の制定（平成11年）】 ・水道法における第三者委託制度の創設（平成14年） ○地方公共団体及び民間事業者等への働きかけ ・官民連携推進協議会の開催（平成22年～） ・「水道事業における官民連携に関する手引き」の作成（平成26年３月） ○平成28年度予算における支援措置 ・官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業への交付金措置 ・官民連携の検討を促進させるためのコンサルタントによる助言等 ○PFI事業・コンセッション事業拡大への対応 ・コンセッション事業が行われる場合についても支援が可能となるよう補助金の交付要綱を改正
個別委託 （包括委託）	○従来の業務委託よりも広範囲にわたる複数の業務を一括して委託	307箇所（111事業体）	
第三者委託 （民間業者に委託する場合と他の水道事業体に委託する場合がある）	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託	民　間：172箇所（46事業体） 「箱根地区水道事業包括委託」 事業体：15箇所（9事業体） 「福岡地区水道企業団 多々良浄水場の包括委託」ほか	
DBO※2	○施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託	4箇所（4事業体） 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」ほか	
PFI※3	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式	12箇所（8事業体） 「横浜市川井浄水場再整備事業」 「東京都 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業」ほか	
公共施設等運営権方式（コンセッション方式） ※PFIの一類型	○水道施設の所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	（未実施）	

※1　平成27年度実施中のもの（厚生労働省調べ：調査対象は全国約1,660箇所の水道施設、902事業体）
※2　DBO：（Design Build Operate）公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式
※3　PFI：（Private Finance Initiative）公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する方式

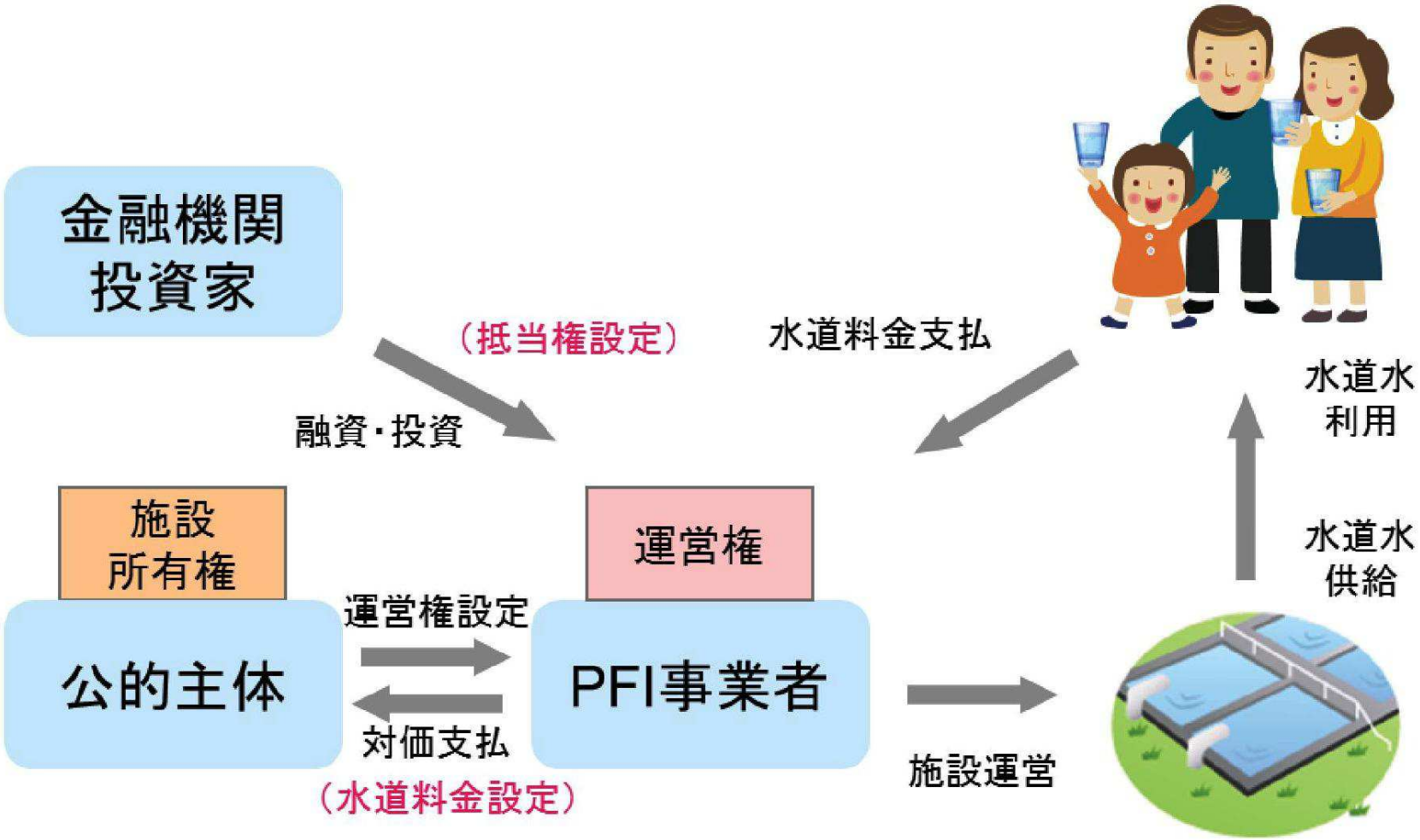

「水道事業における官民連携に関する手引き」（厚労省）より

（２－３）なぜ水道事業に施設運営権設定が必要か？

- 麻生太郎・副総理「例えばいま、世界中ほとんどの国ではプライベートの会社が水道を運営しているが、日本では自治省以外ではこの水道を扱うことはできません。しかし水道の料金を回収する99.99％というようなシステムを持っている国は日本の水道会社以外にありませんけれども、この水道は全て国営もしくは市営・町営でできていて、こういったものをすべて、民営化します」
- 竹中平蔵・慶大名誉教授「公共施設等の運営権、コンセッション方式は、建設業等インフラ関連企業や投資家にとって大きな新規のビジネスチャンスとなる成長戦略の柱の一つである」

◎？？？誰のための施設運営権設定（コンセッション）なのか？

２.そもそもPPP/PFIとはなにか？

（１）言葉の意味

- PPP＝公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念。民間資本やノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。
- PFI＝公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営・技術能力を活用し、効率化やサービスの向上を目指す手法。PPPの一種。

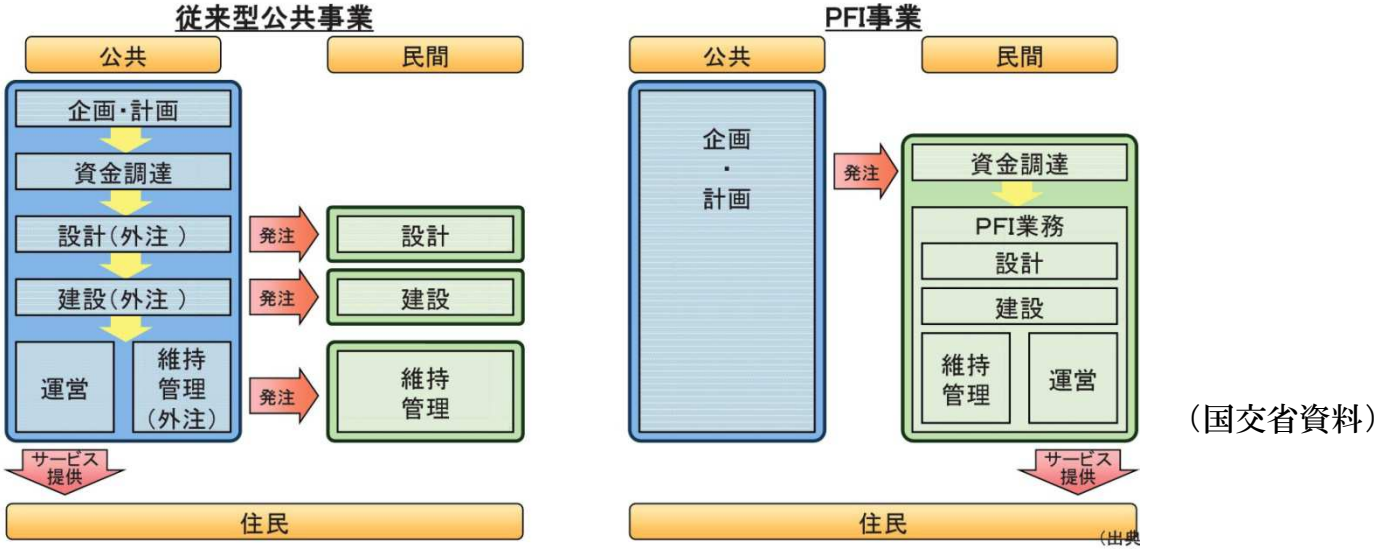

（国交省資料）

（２） PPP/PFIの類型（国交省資料より）

【参考】従来方式

①通常PFI　：　民間事業者がPFI事業の契約に基づいて、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を一括発注・性能発注・長期契約等により行う手法。

②PFI（公共施設等運営権制度）　：　民間事業者がPFI事業の契約に基づいて、公共施設等の運営権を取得し、公共施設等の維持管理・運営等の事業を長期的・包括的に行う手法。

③デザインビルド（DB）　：　民間事業者に設計・建設等を一括発注・性能発注する手法。

④包括民間委託　：　民間事業者に維持管理（・運営等）を長期契約等により一括発注・性能発注する委託手法。

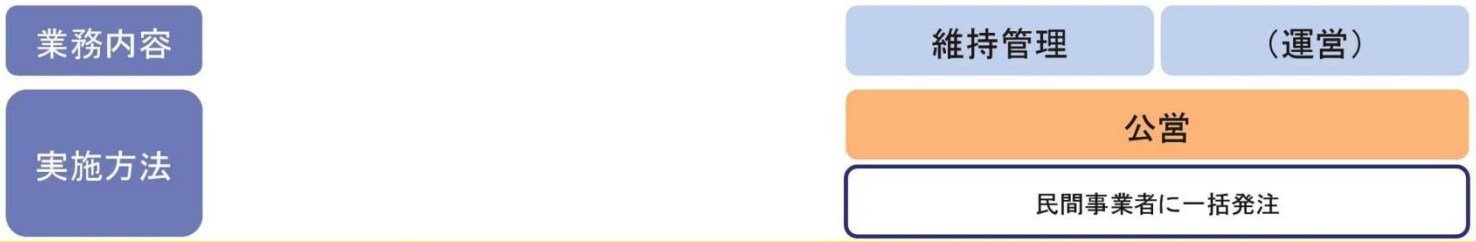

⑤指定管理者制度　：　地方自治法に基づき、公の施設の維持管理・運営等を、民間事業者等を指定して実施させる手法。

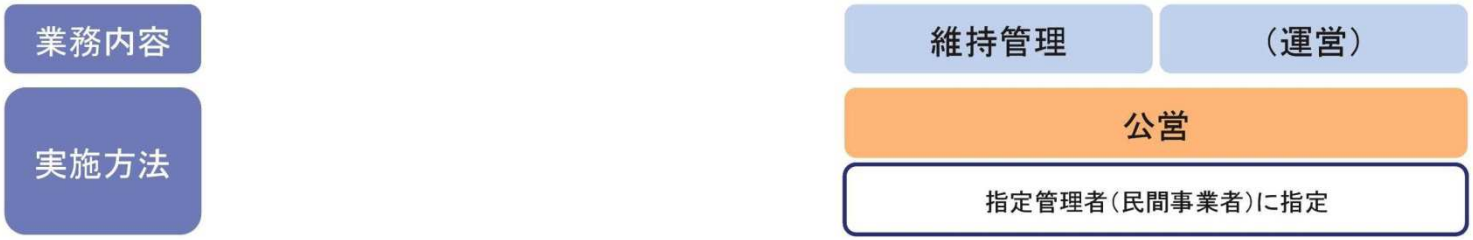

⑥民設公営 ： 民間事業者が施設の設計・建設等を行い、公共主体が維持管理・運営等を行う手法。

業務内容	設計	建設	維持管理	（運営）
実施方法	民設		公営	
	民間事業者が設計・建設業務を実施		直営・維持管理会社に委託	直営・運営会社に委託

⑦民設民営 ： 民間事業者が施設の設計・建設・維持管理・運営等を行う手法。

業務内容	設計	建設	維持管理	（運営）
実施方法	民設		民営	
	民間事業者が設計・建設・維持管理・運営業務を実施（PFIを除く）			

（３）PFIの法的・経済的スキーム（国交省資料より）

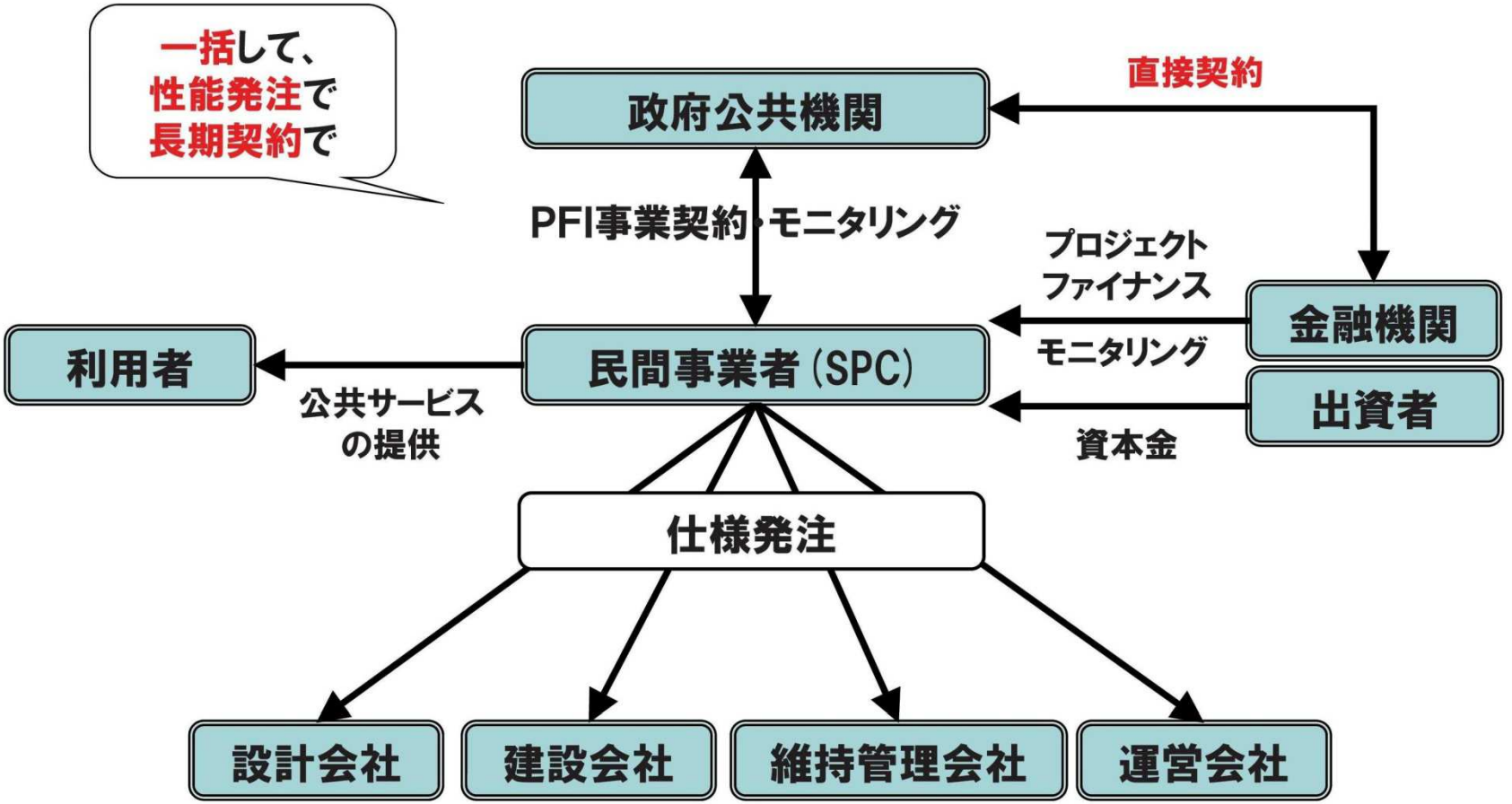

PFI方式の特徴	PFI方式導入の動機	メリットの例［VFM発現の源泉］	デメリットの例［懸念される事態］
◇**複数年**に及ぶ契約期間	《民間部門》 ・長期安定的経営 《公共部門》 ・財政負担の平準化	◇ライフサイクルコストの縮減 ◇事業の早期供用	◆契約後に競争原理が働かない場合、公共サービスの質の低下が懸念
◇同一の事業者に**包括的**に**性能発注**	《民間部門》 ・新技術やノウハウの活用等による業務改善余地の拡大 《公共部門》 ・適切な対価やペナルティ賦課による質の高い公共サービスの提供	◇ライフサイクルコストの縮減	◆監督牽制効果が薄れ、個別業務工事間の責任の所在が不明確になる懸念
◇公共と民間とで**リスクを事前に分担**	《民間部門》 ・担務するリスクに見合った収益（リターン）の確保 《公共部門》 ・民間ノウハウの活用による、リスク対応の効率化	◇リスク管理の徹底 （リスクの顕在化に伴い事業に与える損失の発生を抑制）	◆事業の進捗や収支に大きな損失が発生する懸念 ◆公共サービスの利用者や住民が不利益を被る懸念
◇**民間部門が資金調達**	《民間部門》 ・ － 《公共部門》 ・追加的な財政支出の抑制 ・財政負担の平準化（割賦払）	◇コスト管理の徹底 （事業費増大の抑制） ◇早期事業着手 （特に、独立採算型では公共部門からの支払いが生じない）	◆事業の途中で破綻する懸念 ◆将来世代への過度の負担、財政の硬直化等の懸念

VFM＝支払いに対するサービスの価値。VFMの最大化がPFIの事業目的の一つ。

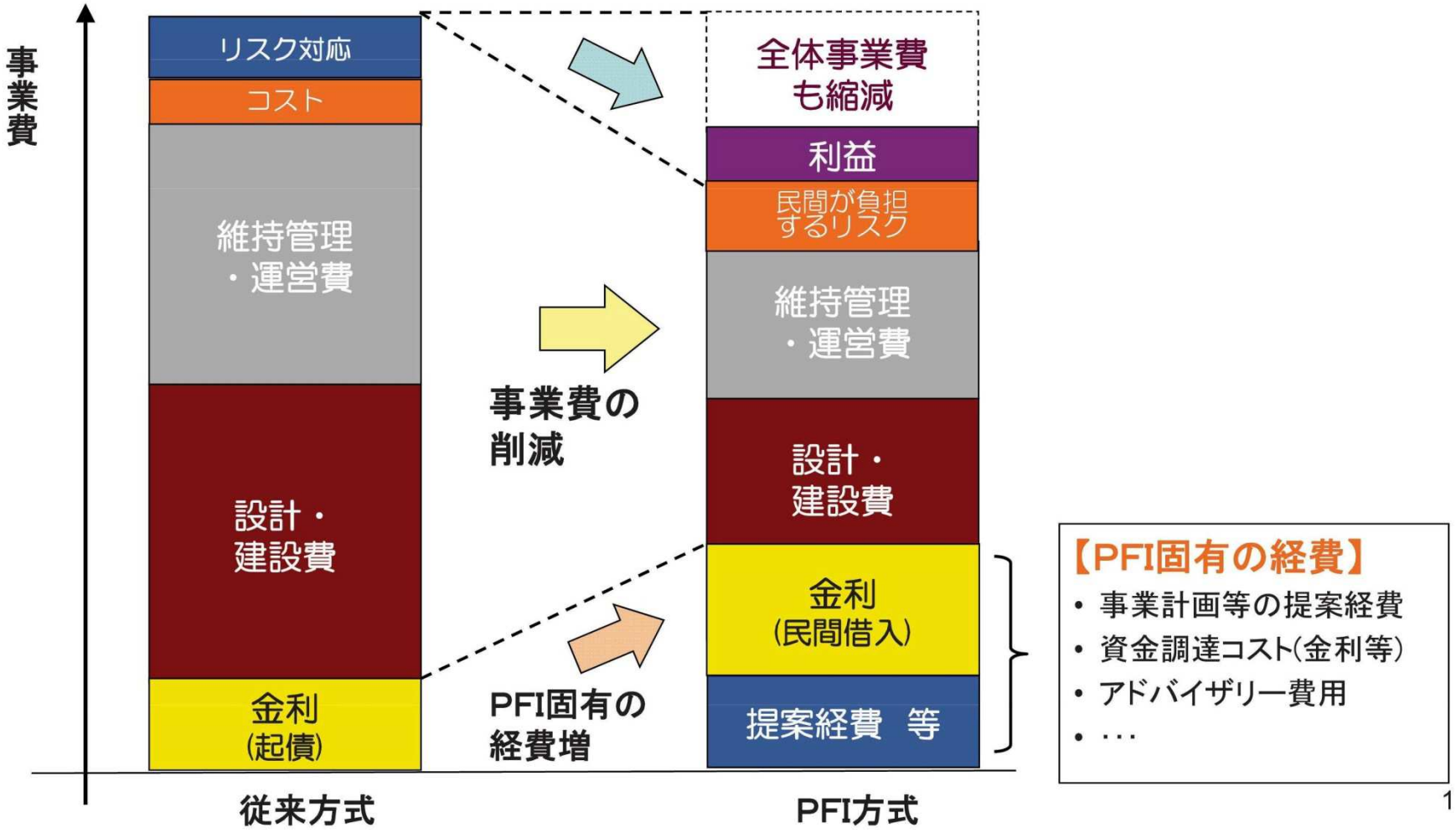

1

⇨**PFI方式が経済的に成り立つには、PFI固有の経費（提案経費、金利、アドバイザリー費用、役員報酬、利益（配当）等の合計）以上のコスト削減が必要。しかし、それは現実に可能なのか？**

３.政府のPPP/PFI推進施策

（１）PFI法の概要（2018年以前）

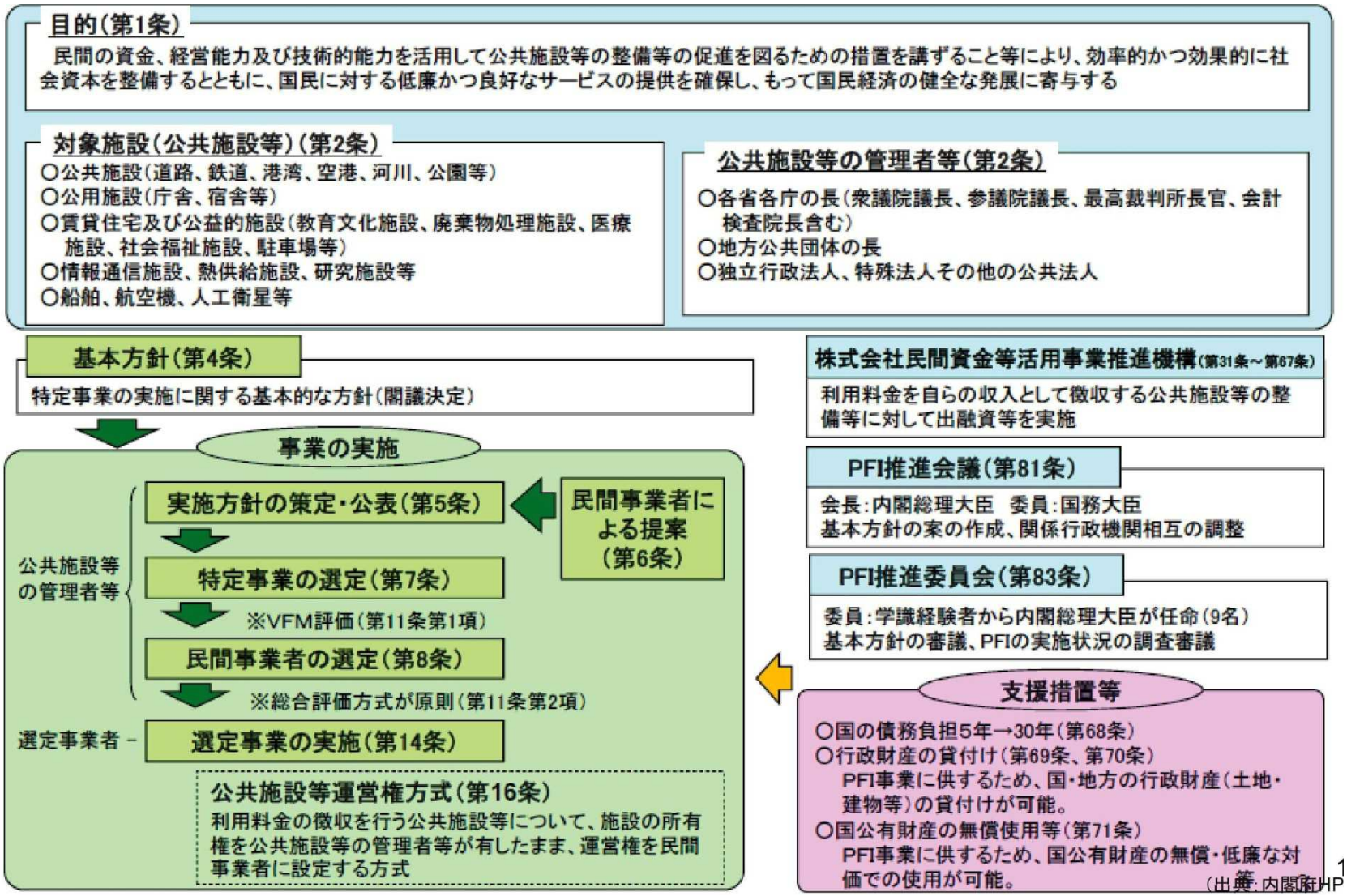

（出典：内閣府HP）

（２）PPP/PFI推進施策と自治体への施策の押しつけ

ア　政府「民間投資を呼び起こす成長戦略として、平成25年度からの**10年間で12兆円**のPPP/PFI事業規模を達成」（「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成25年6月）後に目標額は**21兆円**に増加。）

イ　「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（総務省/平成26年4月）

→**インフラ老朽化への対応のため**、自治体に対して**固定資産台帳**及び**公共施設等総合管理計画**策定を要請。

ウ　「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総務省/平成26年4月）

→①**民間施設による代替可能性を考慮**した公共施設による行政サービス水準の検討、②トータルコスト縮減・平準化などに関する数値目標の設定、③**PPP/PFIの積極的な活用**、に留意すること。

◎ 各自治体は、平成28年度末までに**公共施設等総合管理計画**を策定することに。

エ　「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（内閣府/平成27年12月）

→自治体への「**PPP/PFI優先的検討規程**」の策定要請

・原則として、

①**10億円以上の建設**を伴う事業、

②**単年度事業費が1億円以上の運営・維持管理事業**は、

自ら事業を行う従来型の手法の検討よりも、PPP/PFI手法の導入が適切か否かの検討を**優先して行う**べき。

・「簡易な検討」を自治体自身で行い、PPP/PFIの方がトータルコストが安い場合は、**外部コンサルタントを起用**しなければならない。

・PPP/PFIを導入しない場合には、その旨及び評価の内容をインターネットで公表。

◎ 事実上、自治体の自主的・自律的判断がゆがめられる。

オ　「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成30年改訂版）－「公的不動産における官民連携の推進」

【方針】「低未利用の公的不動産を有効活用することで、まちの賑わいを官民連携で創出し、地域の「価値」や住民満足度をより高めるとともに、**新たな投資やビジネス機会を創出**することが重要であり、以下の具体的取組により公的不動産における官民連携の推進を図る。」

【具体的取組】「地方公共団体における**公共施設等総合管理計画**及び**固定資産台帳**の整備・公表を引き続き進めることにより、**公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す**環境の整備を進める。総合管理計画については、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る。<総務省＞」

◎ 公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳の整備・公表の真の目的は、インフラ老朽化対応ではなく、ビジネス機会の創出であったのか？

4.2018年PFI法改正

- 水道法改正案24条の4は、水道事業への施設運営権設定を可能にするだけであり、強制しない。あくまで自治体の判断。しかし、政府のPPP/PFI推進施策によって、自治体の判断がゆがめられる可能性も。

（１）公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等

公共施設等の管理者等及び民間事業者による特定事業に係る支援措置の内容及び規制等についての確認の求めに対して内閣総理大臣が一元的に回答する、いわゆるワンストップ窓口の制度の創設、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関する報告の徴収並びに助言及び勧告に関する制度の創設等の措置を講ずる。

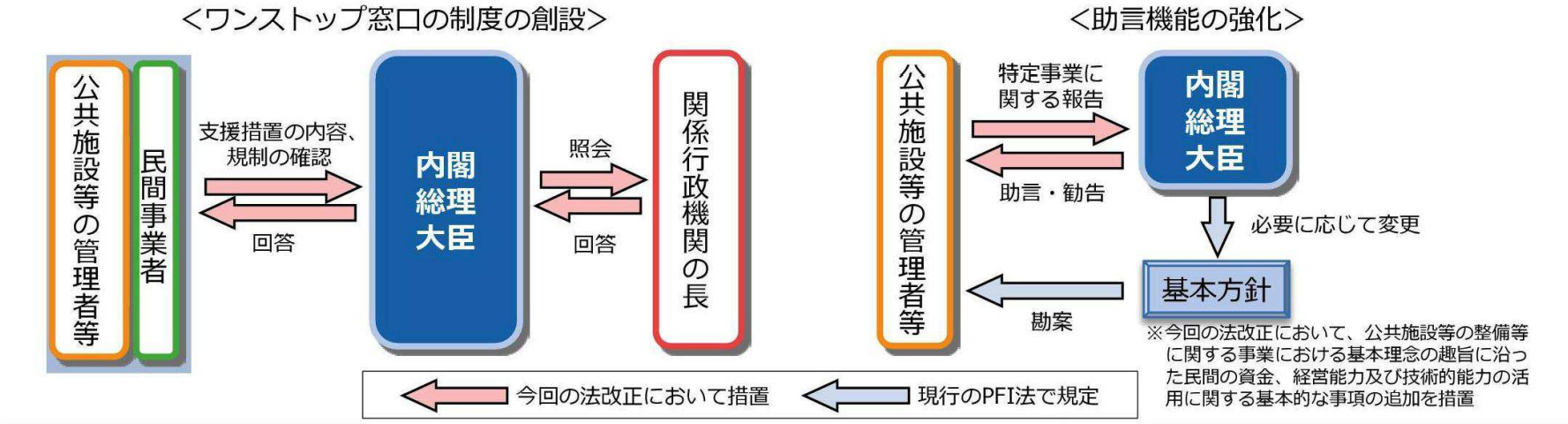

（２）公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合*における地方自治法の特例

①利用料金の設定の手続については、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。

②公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設ける。

	コンセッション制度	指定管理者制度
利用料金の設定	届出	承認
運営権の移転の許可・指定管理者の指定に係る議会の議決	条例に特別な定めがある場合において不要	必要

＊国際会議場施設、音楽ホールなど

PFI法による特例

	コンセッション制度	指定管理者制度
利用料金の設定	届出	届出
運営権の移転の許可・指定管理者の指定に係る議会の議決	条例に特別な定めがある場合において不要	条例で特別の定めがある場合において事後報告で可

条例で地方公共団体が設定

（３）水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

政府は、平成30年度から平成33年度までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとする。

（注）　なお、地方公共団体金融機構資金についても、同様の措置を講ずるよう政府から要請する。

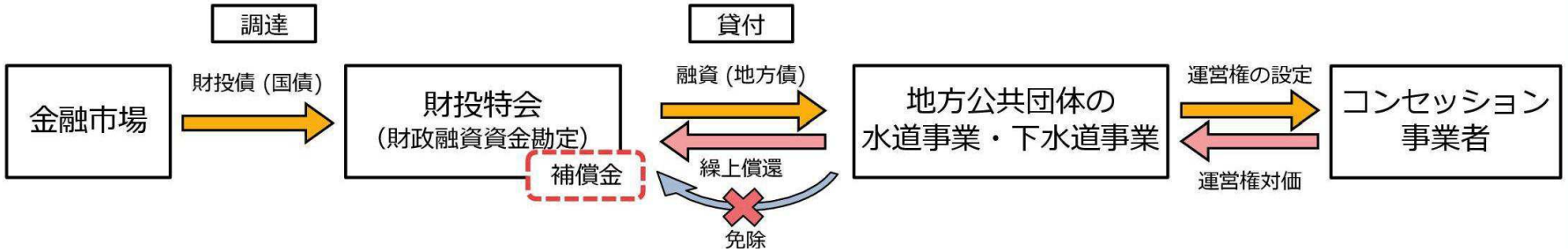

- 公共施設等の管理者及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等
  - 公共施設等の管理者等（自治体等）やPPP/PFI事業を行い又は行おうとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、PPP/PFI事業に関する国等の支援措置の内容やPPP/PFI事業に関する規制法等について問い合わせることができ、問い合わせを受けた内閣総理大臣は、問い合わせに対する回答を行い、さらに必要があれば助言も行うことができる（改正後15条の2）

→PPP/PFI事業においても「森友・加計問題」が生じる？

◎ **特定の民間事業者への誘導や、地方公共団体の判断への介入**を疑われることのないよう、適正かつ公正な運用が必要（参議院付帯決議案より）。

5．自治体に何が起こるのか？

（１）東京都における下水道事業コンセッションの検討

民間への下水道運営権売却、東京都が検討

2017/12/27 0:15

保存 共有 印刷 その他

東京都は下水道施設の運営権の民間事業者への売却（コンセッション）を検討する。人口減少などをにらみ、包括的な民間委託も含め、経営効率の改善策を探る。災害対応などの課題を点検したうえで、３～４年後をめどに新しい運営手法に移行する。

下水道のコンセッションは26日の都政改革本部（本部長・小池百合子知事）の会議で検討課題として報告した。今後、老朽化した施設の更新などで事業費が膨らむ一方、人口減少で収入は落ち込む見通し。施設の維持管理など個別業務の委託にとどまらず、幅広く民間のノウハウを取り入れて経営基盤を安定させたい考えだ。

画像の拡大

東京都庁

下水道は公共インフラとして確実に維持する必要があるため、下水道法の規定で完全民営化はできない。このため都はコンセッションや包括委託などの形式を想定。2018～19年に民間事業者の意向調査などを進め、20～21年ごろから本格的な検討、試行に入る。

下水道分野のコンセッションは浜松市が先行して取り組んでいる。小池知事は都内でも予想される人口減に言及して「コンセッションを真剣に考えてほしい」と話した。

（日経新聞より）

下水道施設の新たな運営手法について、以下のスケジュールで検討を進める。

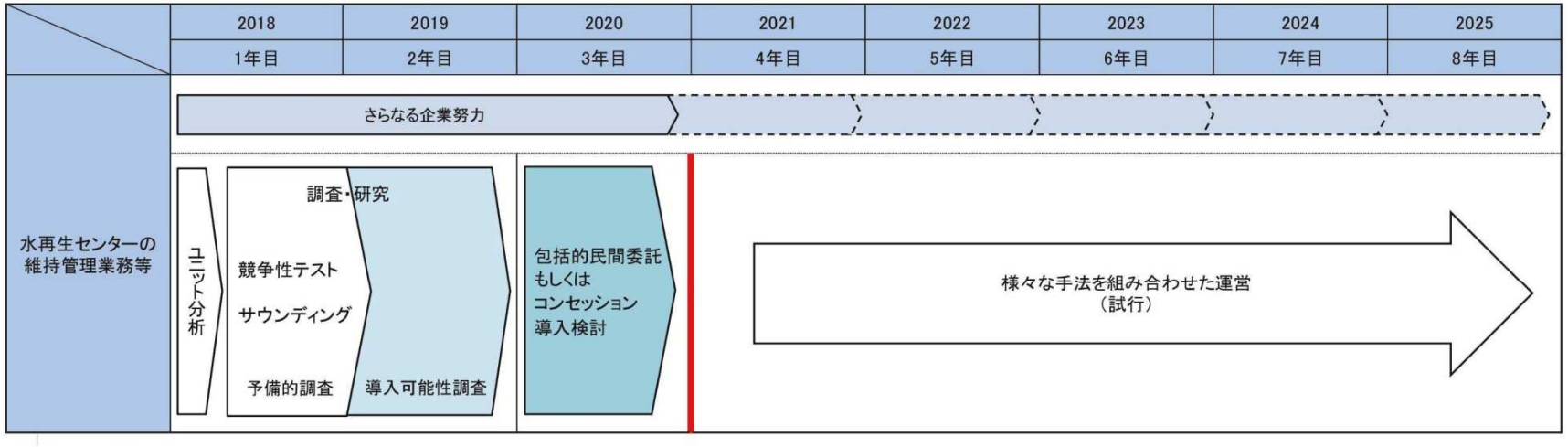

（参考）

浜松市 西遠浄化センター におけるコンセッション※1事業開始に向けたスケジュール

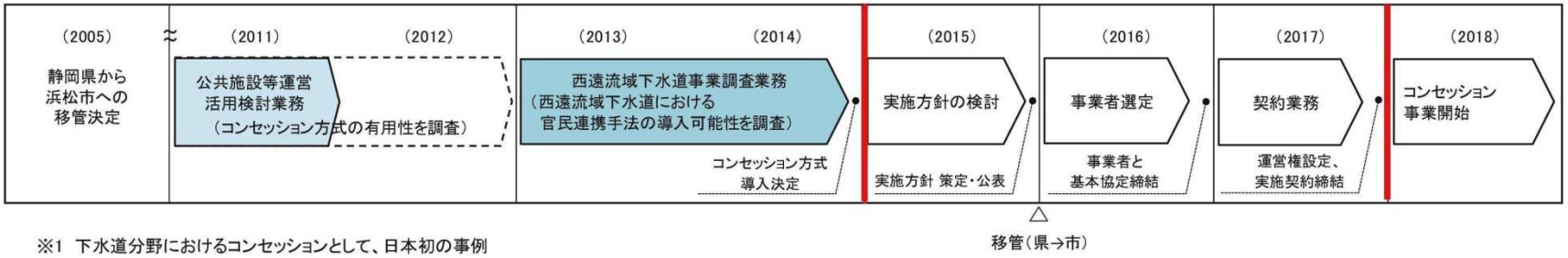

※1 下水道分野におけるコンセッションとして、日本初の事例

「見える化改革 報告書『下水道事業』 （抜粋版） 」（東京都下水道局/平成29年12月）より

（２）浜松市の下水道コンセッション

「コンセッション方式」により下水道の運営を行います

市内に11ある下水道処理区のうち、一番大きな西遠処理区で稼働している3つの施設（図1参照）を、平成30年4月から「コンセッション方式」で運営します。

※コンセッション方式とは：施設の所有権を自治体に残したまま、運営を民間事業者に長期間（今回は20年間）委ねる事業方式です。

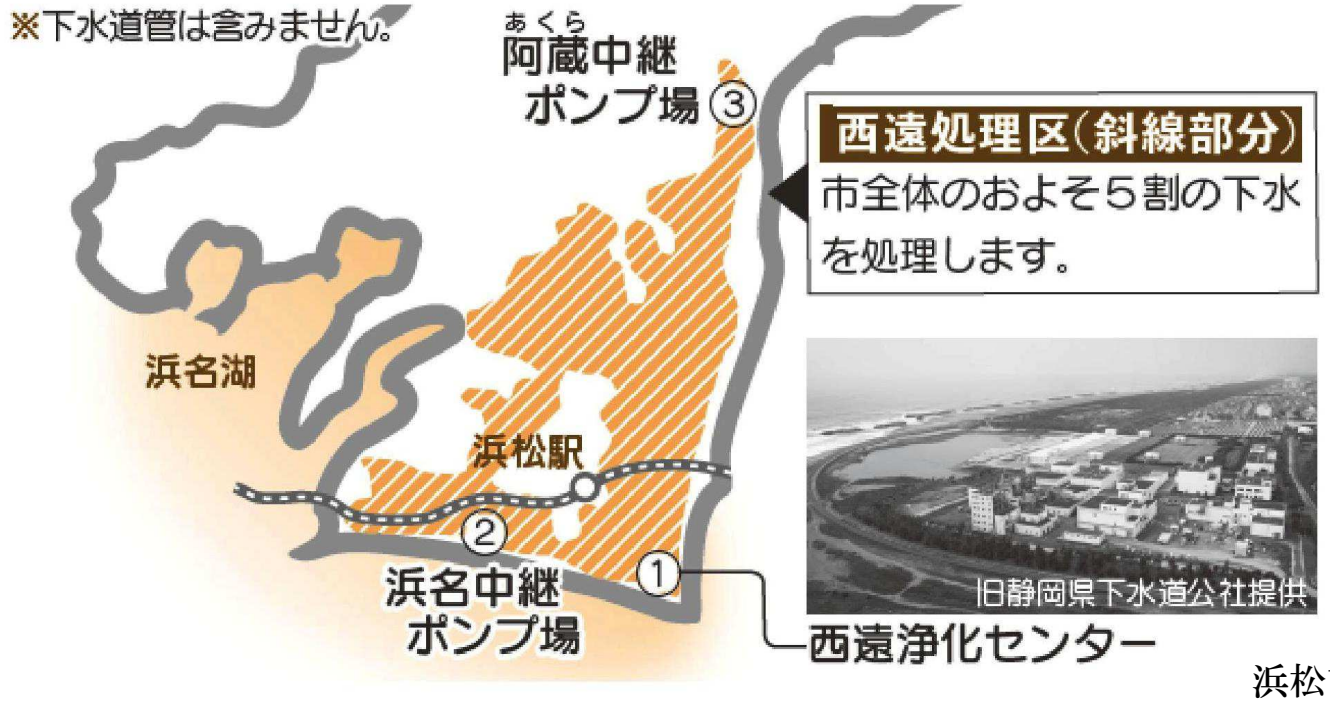

浜松市HPより

図1　西遠処理区及び対象施設

【概要】

- 平成28年5月公募開始。ヴェオリア・JFEエンジニアリング・オリックス・東急建設・須山建設のグループを事業者として選定。平成29年10月に同グループが設立した浜松ウォーターシンフォニー株式会社（事業者）と公共施設等運営権実施契約を締結。
- 20年間で約86億円のコスト縮減効果（事業者提案に基づく見込み額）。
- 下水道料金の総額は変更なし（他の処理区と同額）。市が一括して徴収し、利用料金部分を事業者に支払う（47条）。
- 実施後の料金額変更は、市と事業者の協議を経て、条例（議会の議決）で決定（46条）。事業者の裁量による変更は不可。
- モニタリング（事業者、市及び第三者機関が実施）（57条及び58条）
- 秘密保持義務（96条）と情報公開（95条）の関係。

６．ヨーロッパ・英国でのPPP/PFIの評価

- 経営の効率化？→水道料金の値上げも
- 役員報酬、配当、グループ会社への独占的発注（割高な外注費）、過剰設備投資（ダウンサイジングがなされない）

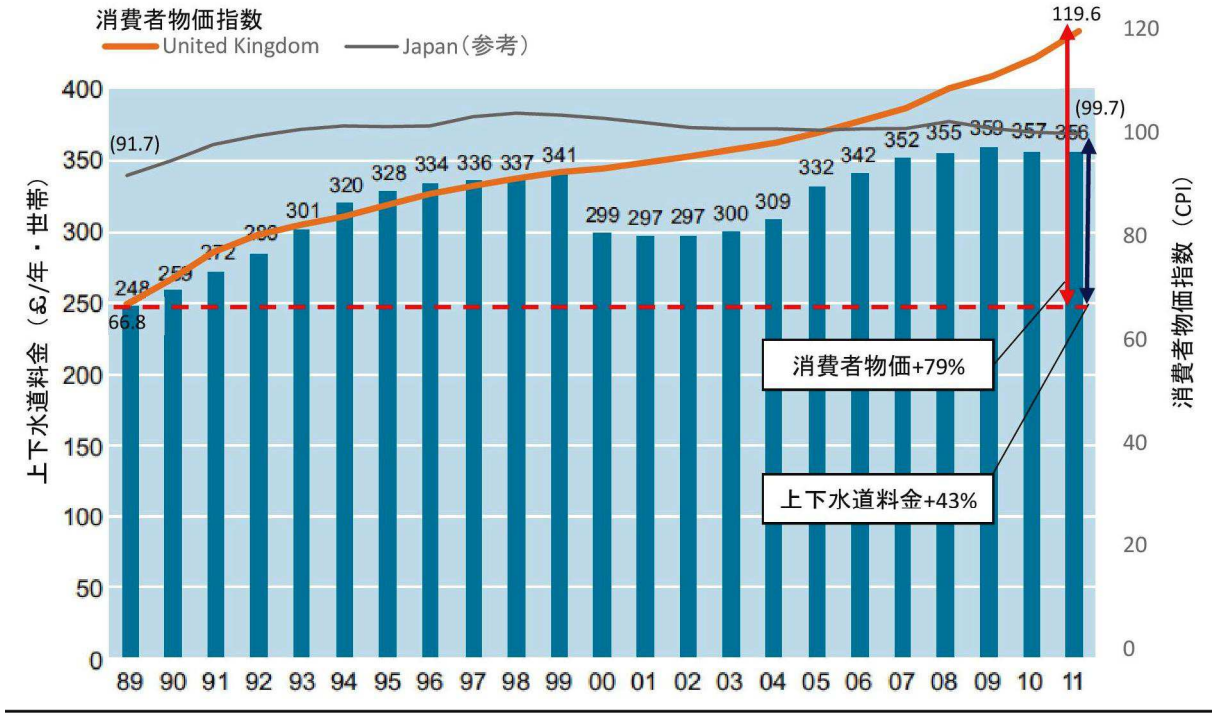

家庭用上下水道料金（平均）と消費者物価指数（CPI）の推移比較

イングランド・ウェールズの水道料金
（（公社）日本水道協会（2014）「平成26年度国際研修『イギリス水道事業研修』研修報告」より）
＊2000年の不自然な値下げに注目！

水道事業からの配当・利払い

Table 2: Regional water and sewerage companies finances 2007-2016: annual averages

Company	Pre-tax profit (£m)	Tax (£m)	Post tax profit (£m)	Dividends	Retained earnings (£m)	Net interest payable and similar charges
Anglian Water	301.88	-1.18	300.70	370.89	-70.19	-138.84
Northumbrian Water	217.34	-32.56	184.78	180.76	4.02	-113.27
Severn Trent Water	243.41	-17.74	220.56	244.16	-23.60	-212.54
South West Water	138.46	-19.49	118.97	101.39	17.58	-62.69
Southern Water	135.98	-17.10	106.03	66.68	39.35	-162.90
Thames Water	336.08	-19.53	316.55	253.13	63.42	-300.62
United Utilities Group Plc	424.41	-43.88	380.53	266.31	114.22	-205.27
Wessex Water	142.13	-23.18	118.95	111.75	7.20	-74.14
Yorkshire Water	131.03	8.09	139.12	217.85	-78.73	-194.71
Annual total	**2,070.72**	**-166.57**	**1,886.19**	**1,812.92**	**73.27**	**-1,464.98**

Source: compiled from company annual reports

・イングランドの水道事業では、年間約1812.92百万ポンド（約2719億3800万円）の配当金が投資家に支払われ、約1464.98百万ポンド（約2197億4700万円）の利息が金融機関に支払われている。
・再公営化した場合、1世帯当たりの水道料金が年間111.27ポンド（約1万6690円）節約できるとの試算も。

“Bringing water into public ownership: costs and benefits”, Kate Bayliss and David Hall (2017)より

- 責任ある供給者不在
  - 長期契約で公共の関与が希薄化
  - 知識経験のある人材確保が困難に（特に公共）
  - 災害時の広域連携が困難に
  - 事業者の倒産リスク

英建設会社カリリオンの破綻、メイ英首相の新たな頭痛の種に

Tara Patel、Robert Hutton
2018年1月15日 18:03 JST
更新日時 2018年1月16日 6:11 JST

- → 政府との建設契約や学校給食サービスの肩代わりを検討する必要
- → カリリオン従業員は世界で4.3万人、銀行などにも対応が必要

16億ポンド（約2440億円）の負債を抱え経営破綻した英建設会社カリリオンは一般にはなじみの薄い会社だが、既にさまざまな問題で手一杯のメイ英首相にさらなる難題を突き付けることとなった。

カリリオンは病院や道路の建設を手掛けるほか、刑務所の保守管理や学校給食の提供も行っているため、政府はまず、こうした約450件の契約で支障が生じないように対応しなければならない。さらに、保護する必要がある年金受給者もいれば、カリリオンの納入業者や、同社に融資していた銀行もある。カリリオンの従業員は世界に４万3000人で、英国内に２万人いる。

政府はカリリオン破綻を巡り国家緊急治安特別閣議（コブラ、ＣＯＢＲＡ）を招集。ロンドン時間15日午後６時半（日本時間16日午前３時半）から閣議が開始される。

英国会計検査院（NAO）の報告書（2018年1月）

- PFIでは、公共による資金調達よりも2から4%（一部では5%も）資金調達コストが高く、さらに多額の付加的な費用（資金調達のアレンジメント・フィーが元本の1%程度、マネージメント・フィーが事業総額の1～2%程度など。）がかかる。
- 公共部門にとっては、25年から30年という長期スパンでは費用がかさむとしても、短期又は中期的（5年程度）で見ると負債を圧縮できるので魅力的である。このため公共部門の意思決定がPFIに好意的になり、PFI事業を進めるために、VFM評価が甘くなる。
- 英国財務省はPFIのメリットとして、事業リスクを民間に移転できること、長期的なランニングコストが軽減されること、を挙げていた。しかし、実際にはこれらは概ね実現されず、PFI事業は開始時には予見していなかったコストをカバーするために高くついた。
- 英国でのPFIのピークは金融危機直前の2007年から2008年（86億ポンド）であり、その後急速に減少。現在では1990年初頭（PFIが始まった頃）よりも案件の額が少ない。

英国におけるPFI（PF2）の活用停止（2018年10月）

- 2018年6月20日、House of Commonsの公会計委員会報告書
  ①PFIの導入から25年以上が経過しても**財務省が主張するメリットが存在するのか**について、**データが得られない**。
  ②投資家の中には**PFI案件から巨額の利益**を得ている者がおり、省庁は民間に転嫁したリスクと比較して**過大な対価**を支払わされている。
  ③財務省及びInfrastructure and Projects Authority（IPA）は、個別のPFI案件が**自治体の予算に与える影響**を特定し又は解決するために十分なことを行っていない。
  ④財務省が**PFI（PF2）を政府債務統計から除外**し続けようとすることによって、**納税者の利益が損なわれてきた**。
  ⑤PF2はほとんど活用されておらず、IPAは**どのような場合にPFI（PF2）を活用することが適切であるか示していない**。
- 英国財務省は、この公会計委員会の報告書を受け、2018年10月29日、**今後はPFI（PF2）を活用しない**こと、ただし既存のPFI/PF2案件については事業を継続することを発表した。
  →**25年の試行錯誤の末、PFIという仕組みによって公共サービスを提供することが断念された。**

英国における民営化・PFIの背景

- **経済成長率低下**、**税収減少**、**財政赤字の悪化**、IMFの融資を受ける状況（「英国病」）
- サッチャー政権による**新自由主義**に基づく**小さな政府路線**と経済再生政策
  →水道、電気、鉄道など**公共サービスの民営化**。続くメージャー政権で**PFI導入**
- 資金調達コストが高くなる、リスクの適切な移転は困難である、サービス効率の向上は見込めないといった、現在顕在化しているPFIの問題点については既に指摘がなされていた。しかし、**「財政難のため他に選択肢がない」という主張**に対抗することが困難だった（David Hall教授）
- 続く労働党政権でもPFI路線継続。**財政規律の下で短期間に多くのインフラ整備**を必要とした政権にとっては仕方がなかった一方で、財政規律を潜脱するためにPFIを用いても実際の財政状況は変わらない。労働党政権は、**「金融屋」に取り込まれた**結果としてPFIを拡大した（UNISON・Sampson Low氏ら）。

→日本でも同様の議論が生じた場合に注意が必要ではないか。

7. 公共サービスの再公営化が世界の潮流に

- パリ市水道、バルセロナ市水道、アトランタ市水道を始め、267の水道事業が再公営化
- ゴミ処理（38）、エネルギー（311）、交通（38）、教育（11）など、世界で835の公共サービス再公営化事例が存在
- アウトソーシングしたサービスの再公営化により自治体の支出削減を実現
- パリ市では2010年に水道事業を再公営化し、直ちに4000万ユーロ（約52億円）の支出削減
- 事業の透明性も向上
- パリ水道オブザーバトリー（水道利用者代表による情報共有と議論）

ヨーロッパにおける水道再公営化の事例

- パリ市水道

◎1985年からコンセッション方式による民営化（25年契約）

→不透明な経営。市議会による監督が効かない（営業秘密の壁、市に専門職がいない）。営業利益のごまかし（実際には15～20%の利益があったが7%と過少申告）。

→2010年に再公営化（契約を継続せず、パリ市が保有するオー・ド・パリ社が事業引き継ぎ）

→組織の簡略化・最適化。株主配当・役員報酬廃止（不要）。収益の親会社への還元不要。

→民営時代より4000万ユーロの経費節減。水道料金8%引き下げ（2011年）。

ヨーロッパにおける水道再公営化の事例

- ニース都市圏水道

◎ニース市水道は市水道設立当初（1864年）から民営（ヴェオリア）。周辺自治体もそれぞれ民間企業と契約。

→2010年の法改正で主要都市を中心とする「都市圏」の形成、公共サービスの統一・広域化が可能に。2012年、ニース・コート・ダジュール都市圏設立。

→都市圏の80%を占める山間部（アルプス）とニース市などの地中海沿岸部といった地理的多様性。

→民間企業では都市圏全体の公共サービスを提供できない。都市圏全体の連帯に貢献できない。

→2013年、公営化を市議会で決議。公営水道会社「オ・デ・アシュール」設立。都市圏内49の自治体のうち33（人口の80%）が参加。

→水道料金は変わらず、水道システムへの投資額が2倍に。

ヨーロッパにおける水道再公営化の事例

- ベルリン市水道

◎1999年、ベルリンの水道事業を運営する水道公社（Berliner Wasserbetriebe：BWB)の持株会社（Berlinwasser Holding：BWH）の株式の49.9%が民間企業（RWEとヴェオリア）に売却。

→市と民間企業の間で、8%の株主資本利益率（ROE)を保証する契約締結。しかし、契約内容は市民に開示されず。

→民間企業への利益保証のため、設備投資不足と料金高騰。契約内容の開示を求める住民投票。

→2012年から2013年にかけて株式の買い戻し。しかし、市は13億ユーロを負担。30年間の水道料金に上乗せ。

（トランスナショナル研究所（TNI)「公共サービスを取り戻す」より）

おわりに－地域でできること－

- 「公の施設」の意味を真剣に考える
  - 公共であった方が良いのか、そうでなくともよいのか
  - なぜ公共サービスとされているのか
- 公共サービスの負担の在り方、サービスレベルについて、民主的に議論する
  - 増加する費用を皆で負担するのか、ダウンサイズするのか
  - どちらが「将来世代の負担軽減」になるのか
- 地域の自主的・自律的判断を歪める制度を導入しない
  - 自分の自治体では「PPP/PFI優先的検討規程」を導入しているか？
  - 地域の議員、行政と議論（世界の再公営化の潮流など）